神奈川県と学校法人グロービス経営大学院とのベンチャー企業の創出及び成長促進に係る連携と協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と学校法人グロービス経営大学院（以下「乙」という。）は、ベンチャー企業への支援の取組に関して相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、ベンチャー企業への支援の取組に向けて甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、有望なベンチャー企業の創出及び成長促進により、県経済の活性化と社会課題の解決を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

(1)　県内の起業関心者や起業家などが経営的視点を習得する支援に関すること
(2)　県内の起業関心者や起業家、経営人材などが交流する場の開催に関すること

（定期協議）

第３条　甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第４条　甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第５条　甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（譲渡禁止）

第６条　本契約上の権利義務は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、第三者に譲渡することができない。ただし、乙は、甲に対して通知することで、乙の親会社、子会社、関連会社またはこれらの会社の債権債務を包括承継した法人に対して、本契約上の権利義務を譲渡することができるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、締結の日から令和10年３月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに両者で協定の継続について協議を行い、協議の結果、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（反社会的勢力に関する対応）

第８条　甲と乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

２　甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
(3) その他前各号に類似するいかなる行為

３　甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

（損害賠償）

第９条　甲および乙のいずれか一方が、本契約に違反して相手方に対して損害を与えたときは、民法（明治２９年法律第８９号）第４１６条に従ってその損害を賠償しなければならない。ただし、いかなる場合においても、いずれの当事者も相手方に対して、逸失利益については賠償する責任を負わないものとする。

（協議）

第１０条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有する。

令和８年 11月　２日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１
神奈川県知事　　黒岩　祐治

乙　東京都千代田区二番町５番地１
学校法人グロービス経営大学院
理事長　堀　義人